

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱

制定 令和 7 年 9 月 5 日

(設置目的)

第 1 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間に係る高知県漁港管理条例（昭和 38 年高知県条例第 17 号。以下、「条例」という。）第 20 条の指定管理者（以下、「指定管理者」という。）の指定を公平かつ適正に実施するため、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 名で組織する。
2 委員は知事が委嘱する。
3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

(運営)

第 3 条 委員長は委員会を代表する。
2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
3 委員会は、知事が招集し、委員長が議長となる。
4 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(候補者の選定)

第 4 条 委員会は、別に定める委員会審査要領に基づき、指定管理者の候補者を選定する。なお、審査表は別紙 1 のとおりとする。また、委員長は、選定した指定管理者の候補者を、別紙 2 の審査結果報告書により知事に報告する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、水産振興部漁港漁場課において行う。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、決定するものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 5 日から施行する。